

高圧ガス保安経済産業大臣表彰の推薦について  
＜注意事項等＞

平成27年4月22日  
経済産業省商務流通保安G  
高圧ガス保安室

26年度、27年度と高圧ガス保安経済産業大臣表彰の選考基準等について、以下のような改正をしていますので、推薦に際してご確認ください。

1. 過去の受賞者の再推薦の導入（26年度改正）

- 大臣表彰の受賞から20年を経過（年ベースで換算）している事業所の再推薦を認めています。
- 再推薦の事業所における「高圧ガス製造年数又は取扱年数（0～20点）」及び「表彰等の受賞歴（0～10点）」の算定は、直近の受賞日以降の年数又は受賞歴にて算定してください。

2. 叙勲等の受賞者

- 勲章を受けた者、高圧ガス保安に関する功労により褒賞を受けた者及び近く叙勲の候補者となる者は対象外となります。（26年度改正）

3. 高圧ガス従事年数等の算定

- 「高圧ガス製造・販売年数（事業所）」「高圧ガス従事年数・経験年数（個人）」の算定は、勤続年数ではなく、高圧ガスの「保安関係」に従事した年数のみを算定の対象として算定してください。（26年度改正）

4. 受賞歴の対象拡大（27年度改正）

（1）「優良販売事業者等」の受賞歴の対象拡大

「優良販売事業者等」の表彰区分における受賞歴の対象に「液化石油ガス消費者保安功労者商務流通保安審議官表彰又は液化石油ガス消費者保安功労者原子力安全・保安院長表彰」を追加しています。

（注）加点対象は、「液化石油ガス消費者保安功労者原子力安全・保安院長表彰」を開始した平成13年以降における受賞回数（3回以上・2回・1回）に応じて加点されます。

（2）「保安功労者」の受賞歴の対象拡大

現在、各表彰区分における表彰等の受賞歴（加点）は、当該表彰区分と同じ種類に限り加算の対象としていますが、「保安功労者」にあつては、製造保安責任者等として実務をした経験を経て、当該事業所において保安統括者等の責任者になるケースを考慮し、

「優良製造保安責任者等」の表彰区分における受賞歴も「保安功労者」の表彰区分において加算の対象とします。

(注) 例えば、「優良製造保安責任者等」の産業保安監督部長表彰を受賞した者が、その後、「保安功労者」の表彰区分で高圧ガス保安経済産業大臣表彰の推薦をすることとなった場合には、別の種類である「優良製造保安責任者等」の受賞歴も加点の対象となります。

## 5. 高圧ガス保安法令に係るB級事故の扱い緩和 (27年度改正)

表彰対象となる事業所(個人表彰にあつては従事事業所)において発生したC級事故については、「人的被害又は物的被害を生じたもの」を欠格又は減点の対象としているが、「C級事故の繰り返しによってB級事故になる場合」も同様に、「人的被害又は物的被害を生じたC級事故の繰り返し」に限り、B級事故として欠格又は減点の対象とします。

(注) 1年以内に同一事業所において「人的被害又は物的被害を生じたC級事故」が繰り返した場合に限り、B級事故として欠格又は減点の対象とします。

(参考) 高圧ガス事故の定義

A級事故	B級事故	C級事故
・死者／5名以上 ・死者・重傷者／10名以上 ・死者・重傷者・軽傷者／30名以上 ・物的被害額／5億円以上	・死者／4名以下 ・重傷者／2名以上9名以下 ・重傷者・軽傷者／6名以上29名以下 ・物的被害額／1億円以上5億円未満 ・ <u>1年以内にC級事故が繰り返し発生した場合</u>	・A・B級事故以外の事故

## 4. 政策課題への対応について

### (1) 耐震対応

#### ①欠格要件の追加

○耐震設計設備基準通達に不適合又は適合について未確認である場合は「欠格」のため、通達に適合することとなった以降に推薦の対象となります。(26年度改正)

(注) 耐震設計設備基準通達とは、塔類及び貯槽類に係る以下の通達をいう。

①既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(球形貯槽・横置円筒形貯槽)(57立局第180号)、②既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(塔類)(58立局第204号)、③既存高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平底円筒形貯槽)(59立局第575号)

○耐震通知による都道府県への報告をしていない場合は「欠格」となりますので、推薦に際しては、報告の有無を確認してください。(27年度改正)

(注) 耐震通知(既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について(平成27年5月21日付け・20140519商局第1号))による報告対象の高圧ガス設備を有していない場合は、欠格要件の対象外となります。また、当該通知に記載する「技術的・経済的に相当困難」「合理的な理由により報告が不可能」として都道府県にその旨を報告し受理されている場合は報告しているものとなります。

なお、個人表彰にあつては自己の所属する事業所等において本人が耐震設計基準に関して管理職等の責任的立場で従事している場合に限り対象とします。

## ②加点基準の追加

- 「高圧ガス設備（重要度がI a 又はI である塔・貯槽）のすべてが最新の耐震設計基準以上となっている又はその計画を有している場合」を加点の対象としています。「計画を有している」とは設備投資計画として耐震基準の最新化に向けた整備計画を有していることを何らかのエビデンス（都道府県への当該計画の提出でも可）で確認できる場合などを想定。（26年度改正）

（注）耐震対応の加点については、評価の対象外となる場合もあることから、合格基準点の算定の「満点の60パーセント」を算出する場合における合計点（母数）からは除外します。したがって、当該加点（3点）を除いた得点で合格基準点を評価します。

## （2）リスクアセスメントの実施（加点）

- 「リスクアセスメント（コンビ則適用事業所以外の事業者は、危険予知訓練やヒヤリハット等を含む。）に関して、実施規程の整備、実施のための組織の整備、人員の配置がなされており、成果がある場合」を加点の対象としています。規模の小さい事業所等にあつては、ヒヤリハットのような取組みであってもその結果、設備補修・改善など、リスク低減・災害防止に繋がる取組みをしている場合を想定。（26年度改正）

## （3）人材育成への取組み（加点）

- 「現場における技術伝承に着目した教育計画の策定や保安教育プログラムを有しており、成果がある場合」を加点の対象としています。「成果がある」とは、推薦母体が加点する上で、単に当該取組みがあるという事実だけではなく、それが何かしらの成果がある取組みとなっていることを事業所等からのヒアリング等を通じて確認すること等を想定。（26年度改正）

以上、